

## 【追加募集のご案内】

# 大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業について

いったん受付を終了していましたが、好評につき、平成30年度分の追加募集を行います。（内容は一部変更あり）

## 1 事業の概要

県内建設業者等の就労環境改善や情報発信に関する取組を支援するため、

- ・就労環境改善のための設備等の導入等（ハード）
- ・就業規則等の見直し等（ソフト）
- ・自社の情報を発信するためのホームページ作成等（情報発信）

に要する経費の一部を補助するものです。

## 2 対象事業者

大分県内に主たる営業所を有する企業のうち、次のいずれかに該当する企業です。

- (1) 建設業許可を有する企業
- (2) 大分県の建設コンサルタント等（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務に限る。）に係る入札参加資格を有する企業

## 3 支援内容（補助内容）

3つのコースから選択できます。（一度に全てのコースを選択することも可能です。）

①ハードコース…就労環境改善のための設備の整備等

**※ファン付き作業服等の装備の改善等は今回の追加募集の対象とはなりません。**

補助率	2分の1以内
補助限度額	20万円以内
補助対象経費	県内の本社・営業所・支店（現場事務所や現場休憩所は除く）における、就労環境改善のための設備の整備等に要する経費（ <b>設備の設置費、整備に係る工事費</b> 等）
補助対象の例示	・シャワー、女性用トイレ、更衣室 などの設備の整備 等

②ソフトコース…就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等

補助率	2分の1以内
補助限度額	10万円以内
補助対象経費	就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等に要する経費（ <b>社会保険労務士等に支払う謝金、旅費</b> 等）
補助対象の例示	・育児休業制度や退職金規程等の導入のための <b>就業規則の見直し</b> 等

③情報発信コース…自社の情報を発信するホームページ作成又は改修等

補助率	2分の1以内
補助限度額	20万円以内
補助対象経費	自社情報の発信のためのホームページ作成又は改修等に要する経費（ <b>ホームページ作成業者に支払う作成又は改修委託料</b> 等）
補助対象の例示	・ホームページ作成又は改修 等

詳細は県庁 HP をご覧ください URL：<http://www.pref.oita.jp/site/n-kennsetsugyou/shurokankyokaizen.html>

（土木建築企画課→「建設業指導班のページ」→「建設産業の就労環境改善等に関すること」）

お問い合わせ・相談は、大分県土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班（TEL：097-506-4516）まで